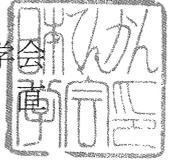


平成 25 年 2 月 7 日

法制審議会刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会
部会長 西 田 典 之 様

社団法人 日本てんかん学会
理事長 兼子



自動車運転による死傷事犯の罰則整備に関する要望書

貴職におかれましては、自動車運転による死傷事故を防ぐための法整備のご検討にご尽力をいただき、ありがとうございます。

法務省のホームページに、法制審議会－刑事法（自動車運転に係る死傷事犯関係）部会第 6 回会議（平成 25 年 1 月 25 日開催）の資料 23「事務局試案」、および第 5 回会議（平成 25 年 1 月 16 日開催）の資料 22-3「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」について、が掲載されました。病気による交通事故を刑罰の対象とする初めての法律で、想定する病気として発作を伴う「てんかん」などを挙げていると拝見しました。

てんかんのある人は、治療により運転適性を有する状態を維持している人が大半を占めます。病名をあげて刑罰の対象としますと、あたかもてんかんを有する人がすべて危険であるような誤解を与え、不当な差別や偏見を助長しかねません。近年の差別禁止法案や交通バリアフリーなどの国際的動向への逆行も危惧されます。

もとより病気による運転適性は、病名ではなく症状（状態）に依存するので、運転適性は個別に判断されるべきことは自明です。当学会は、てんかんのある人の運転適性について、てんかん病態の多様性を反映させた新しい運転適性基準を提言（平成 24 年 10 月 11 日）しました。てんかんのある人の交通事故を抑制し、人権尊重と社会参加促進をめざしたものです。

故意の悪質運転による交通事故に相当の刑罰を科すことはきわめて正当と考えます。しかし、“正常な運転に支障が生じるおそれがある状態”の定義に関する医学的議論がないまま病名のみを挙げることは、病気に対する差別を助長し、患者の社会参加を妨げるものです。

つきましては、当学会として以下のことを要望いたします。

記

1. “自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気”に関する医学的議論がないまま特定の病名を挙げることは、病気に対する差別を助長し、患者の社会参加を妨げるものです。法案に特定の病名を挙げないでください。

2. 病気の影響により”正常な運転に支障が生じるおそれがある状態”の定義があいまいです。自動車運転過失致死傷罪と危険運転致死傷罪の中間類型に相当する悪質性に関する議論を深めてください。